

医療費控除についてお知らせ



いつもヴィムスポーツアベニューをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

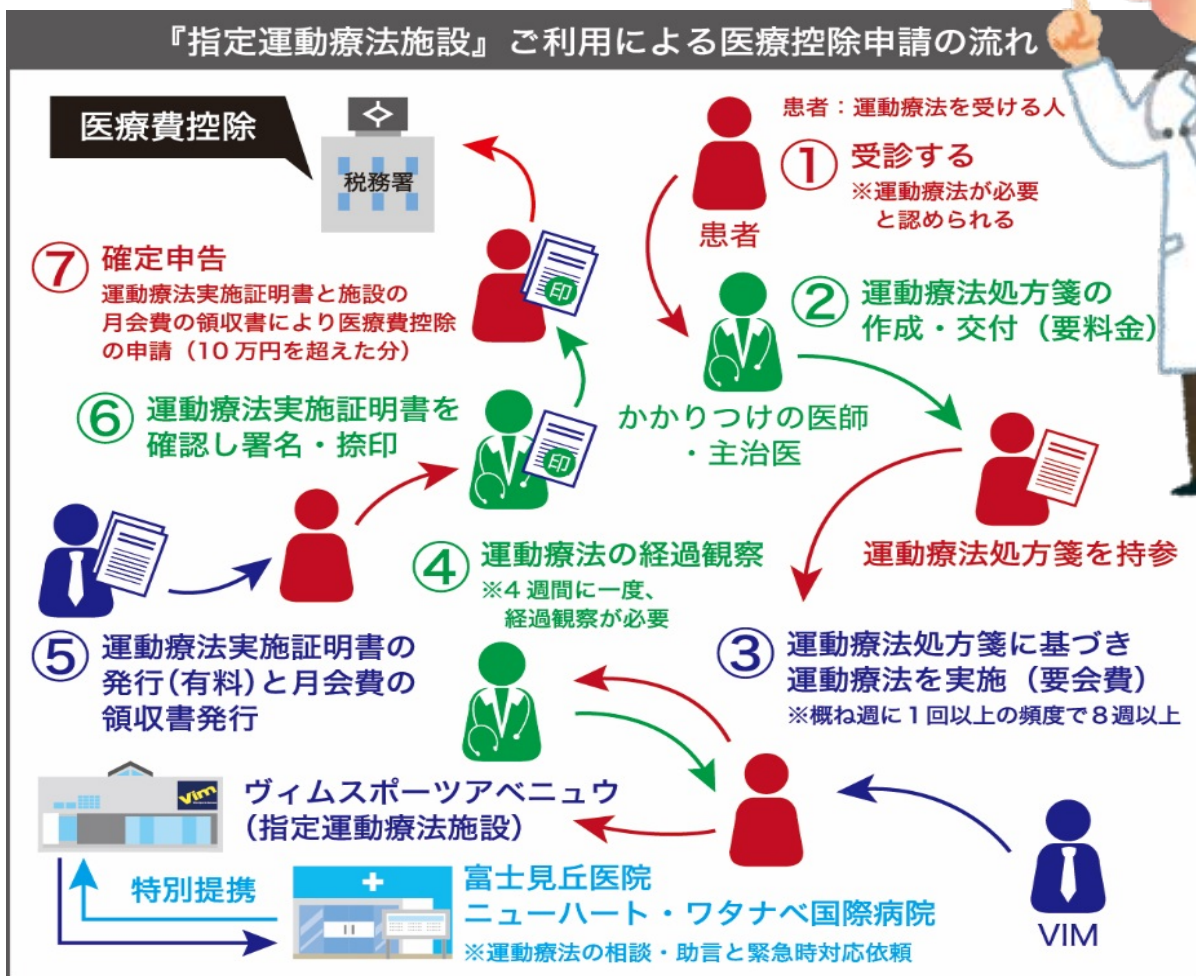
当クラブは、指定運動療法施設(※1)の認定を受けております。

内科的・外科的疾患で運動療法が有効な方は、健康増進施設利用料金(当クラブの月会費)について、所得税の医療費控除が適用されます。

(※1)厚生労働省指定運動療法施設とは

厚生労働大臣認定健康増進施設のうち、一定の要件を満たすものについて施設からの要請に厚生労働省が運動療法に適した施設として認定したものの

医療費控除を受けるには…



◆医療費控除の計算について

平成〇〇年に支払った医療費の総額
(10万円以上ならば控除の対象となります)

保険金などで補てんされる金額

10万円
(所得の合計が200万円までの方は所得の5%)

医療費控除額
(最高200万)

ぜひご利用ください。詳しくはスタッフまでお問い合わせください。